

北海道北見市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について

平成26年11月20日
公正取引委員会事務総局
北海道事務所

公正取引委員会は、将来を担う中学生に対し、早い段階で独占禁止法の役割を理解してもらうために、平成14年度から、全国各地の中学校において、当委員会の職員による「中学生向け独占禁止法教室」を開催してきています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

- 日時等 平成26年11月27日（木）
3時限目 10:35～11:25
4時限目 11:35～12:25
- 場 所 北見市立上常呂中学校
北海道北見市広郷195番地
- 講 師 公正取引委員会事務総局北海道事務所職員
- 対象者 北見市立上常呂中学校第3学年（社会科1クラス）
- 内 容 事例紹介、模擬立入検査等

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合は、平成26年11月26日（水）正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局北海道事務所総務課 電話 011-231-6300（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/